

21世紀を迎えるにあたって

～若手砂防職員に語る～

松下忠洋 衆議院議員

松下忠洋先生は、この度の衆議院議員選挙において見事当選をはたされ、現在、国家基本政策委員会委員等の重職を担っておられます。7月17日には、そのご多忙なお時間をさいいただき、当センターの若手職員を中心にしてお話をさせていただく機会を得ました。ここにその内容を記し、当センターの今後の指針とすると共に砂防関係者の参考に供されることを期待するものです。

今年ちょうど2000年です。ミレニアムということで、1000年ごとの区切りになっています。そこで、21世紀にどういう時代を作っていくべきかということが話題になっています。この20世紀にどのようなことが起こったかを勉強し、検証していくと、21世紀に何をすべきかの答えが出てくると思います。

まず、1901年には、ノーベル賞ができて、赤十字を創立したデュナンやレントゲンなど6人が第1回の受賞をしています。日本では、1901年は明治34年で、昭和天皇が生まれた年です。ですから、昭和天皇の時代と20世紀の日本が重なります。また、1903年にライト兄弟がはじめて空を飛んでいます。それから1905年にアインシュタインが原子力エネルギーにつながる相対性理論を完成させ、1911年にアムンゼンが南極点に到着しました。日本では1904年の明治37年に日露戦争開戦で、1910年の明治43年に韓国の併合です。

年表はこれくらいにしますが、このように歴史をみると、20世紀というのは、医学や科学技術が非常に進歩した時代であったことがわかります。それが、原子爆弾や遺伝子の組み換え、あるいはクローンの技術まで発達してきています。一方、進歩した科学・医学技術を背景にして、列強が植民地政策をとって弱い国々を傘下に入れていって、大戦争があった時代でもあります。それが前半分で、後の半分がそこから世界が立ち直っていく時代です。それによって開発も進んで、経済も豊かになってきましたが、その反面、開発によって自然を痛めつけて、いろんな予期しない災害が発生し、公害などで人類が苦しむことになってきました。



そういうところに気がついて、「それではいけない。自然を大事にして、生態系を大事にしなければいけないし、人間の遺伝子構造までわかってきているのだから、そういうものの使い方をきちんとしていかなければいけない」というところまできたわけです。20世紀をこのように検証して、21世紀に何をするか。まず、もう戦争は起こさないということが大前提にあることと、科学技術や医学を間違っ使用ってはいけない、正しく使わなければいけないということです。それともうひとつは、戦後復興も含めて、日本も開発をしてきて、自然を痛めつけてきて、公害の問題も含めていろんなことが起きてきました。それに対して、自然の復元とか、自然環境を大事にするとか、生態系をきちんと元に戻していく努力をしなければならないわけです。また、経済の損得だけで考えて、開発や発展に血道をあげてきたところがあるから、親子の絆や家庭の絆という人間として生きていく基本的なところを取り戻していくことをしっかりしていかなければいけないと思います。

戦争に明け暮れ、科学技術の開発に明け暮れ、戦後の復興に明け暮れ、いろんな開発を進めてきたことで、文芸、音楽、絵画を国民のレベルで楽しんでいくという「文芸復興」がなおざりにされてきました。そういう本当の豊かさ、心のリズムを取り戻していくものが21世紀にないと、こんなに忙しく走りっぱなしで、物を作りっぱなしで、物を作っていくことで繁栄をしてきたという時代に「さよなら」を



していかないといけない。

さらには、戦後50年間やってきた官庁の役割、予算の配分や仕組みも含めて、もっと新しいものに組み替えていくようにしていかなければいけないのです。

私は、政治の世界に入ってみて、役所や官僚の縄張り争いになっていくと、方向を見失うことがあるのではないかと心配をしています。今度の「そごう」の決断は政治がしたけれど、役人の決断はどこかで国家的視点が欠けているし、国民の感覚からかけ離れていて世論を形成していないところがあるので、そここの謙虚さと判断を間違わないような感覚を養成していくということが大事です。

政治の弱さもあります。役人の作ったものにイエスマンみたいに乗っていくようなのが主流になって、硬骨漢で役人と喧嘩をしていくとなかなか主流になれないというところがあるわけです。議院内閣制というのは、国民が衆議院議員を選んで、その国会で総理大臣を選んで、内閣を形成して、その方針に従って官僚が仕事をしていくという仕組みになるわけです。ところが、国会議員のほうはどんどん入れ替わり、官僚は連綿とした組織を持っている。そうすると、政治は役人に乗っかっただけになる。それでほんとうにいい政治になるのかという根本の議論を常にしています。

もちろん、政治のほうの勉強が足りないところもあります。これから21世紀、そういうところを省庁再編の中でどう政治の力関係が官僚との間で動いていくのか。副大臣制をしいたり、政務官を入れたりするけれど、その働きがどうなるのか。今、注目しているところです。

省庁再編——器の議論と根本の議論

今、総理大臣を含めて大臣が23人います。内閣官房を含めて23の組織があるということです。これを1府12省に作り替えることが決まり、それが来年の1月1日から出発することになりました。1府12省を決めるまでの過程はいろいろありました。マスコミなどが取り上げて熱心に報道したのは、現在ある23省庁のどことどこを統合して、どことどこを分離して、どういう組織体にするかという、いわば「器作り」でした。

しかし、「現在の制度の中で困っていて、新しい組織の中で生かしていかなければいけないことは何

か」という議論をしたときに、一番問題だったのは、「どこが日本国の政策、国の方針を決定するのか。予算の張り付け、予算の裏付けも含めて、どこの省庁が、どの機関が国の在り様を決めていくのか」ということでした。それが、今、ないのです。内閣官房や総理府はどういう役割をはたしているのかが明確になっていないのです。大蔵省がお金を持っている、そのため大蔵省主計局が実質的に指導しているという、それでいいのだろうかという議論があったのです。ですから、今度作る新しい省庁は、そういう国家の政策、国家の方針、国のあるべき姿、経済政策の長期政策というものを決めるような内閣府をきちんと作ったわけです。科学技術関係も、先端医療も、火山の問題とか防災などを含めた長期政策、そして国家の在り様を決めていく組織をしっかり位置づけるべきだということを我々は主張してきたわけです。内閣府と内閣官房を、そういったヘッドクォーターにしようとしたのです。

それで、大蔵省をどうするかということになって、金融関係を扱うのは、大蔵省の財政問題とは切り離して別にしようということで、金融庁を作りました。そして従来の大蔵省は財務省と名前を変えて（英語の名はミニストリー・オブ・ファイナンスで変わりませんが）、今までは各省庁のいろんな意見や要請を聞きながら、国家はこうあるべきだということを一応は議論していたはずですが、新しい財務省にはそういう権限は持たせないで、予算の配分をしていくということにしたわけです。今、権限争いをしていますけどもね。

あとの各省庁は、それぞれ付けたり離したり、いろいろと議論がありましたが、そういう器の議論が大変にぎやかに行われました。砂防部も国土交通省の河川局の中に海岸を入れてスタートしようということになりました。

技術者を適材適所に登用して新組織に活力

次にどういう人材を配置して、組織としての機能を活性化させるのかということがあります。基本的には、「技術者は黙々と研究さえしておればいい」というのではなく、その内容によっては局長、次官というところも含めたトップの管理職にも、技術者を登用していくというようになりまし、女性の登用や学歴によらない適材適所に配置するようにしたのです。

しかし、それまでの過程では、技術者をどう扱うかということで大変な議論がありました。最初は、中央省庁再編の改革会議本部が総理府の中に設けられて、各省庁から選り抜きの事務官が入って、人材配置の原案を作りました。その原案は、技術者は技術の特性を生かして、その技術の分野で成果を出していくのであって、省庁の運営に参加するようなどころには入らないという書き方になっていたので。そのため、私たちは2年ぐらいかかって大きな喧嘩をしてきたわけです。机を一つ与えてその研究成果を求める、しかしその成果を生かしていくのは、官僚組織の中に入っている事務方の人たちだということになっていました。「そういうことで21世紀の新しい省庁再編の中で、ほんとうに人材を生かしていくことができるのか」ということで、我々が動き出したわけです。

国会議員は、衆議院、参議院を合わせて今、730人ほどいます。その中で、私は、技術者出身者を140名ぐらいい集結し、中山太郎さんを会長にして自見庄三郎さんや松岡利勝さんなどと一緒になって議員連盟を作りました。また、山崎拓さんを自民党科学技術創造立国委員会の会長として、建設省をはじめ全省庁の技術者のトップの人たちとも連携をとりながら動いてきました。そして、最初の文書を全部破棄して作り変えたのです。

これからの時代は、科学技術に裏づけられた組織を作って、責任ある行政をしていかなければならない。ですから、特定の大学を出て特定のコースを出た人たちが中央省庁の中で特定の地位を持って支配していくというやり方ではなくて、女性も積極的に登用して、学歴によらない実力による登用、そして技術者であることによって不当な待遇を受けることのないようにする、ということの基本法の中にきちんと書き込んだのです。とくに女性の場合は、出産したあと仕事に戻り再挑戦をする機会を与えるということで、森山真弓さんなども入って、勉強会をしてきました。そういう闘いの中で、技術者の地位を省庁再編の中にきちんとしておくことになったわけです。各省庁が、多様な人材の登用を行い、組織の活力をあげていくという仕組みを作ったのです。

流域の上流から海岸まで土砂コントロールする砂防

私たちは、大学では海岸砂防の勉強をします

が、建設省に入ると、砂防法による砂防事業ですから、「治水上砂防のため」ということになって治水上の効果が求められます。河床の低下など治水上の安全度を高めるために砂防事業をやるわけで、さらにその効果を下流のほうの経済社会効果等を高めていくということが求められてくるわけです。

そうやってきますと、海岸の砂の維持とか、河口のところでもやる事業は、砂防法の中では治水上砂防のための砂防ではないという解釈をしていたと思います。そういうところに踏み込んで、これからは海岸の維持管理まできちんと責任を持つ土砂コントロールの仕事でなければならないのです。そのために必要であれば、砂防法も変え、昭和51年に作った河川砂防技術基準も作り変えるべきです。

今度、海岸法も改正しました。経済効果だけで判断する海岸事業をするのではなく、環境という問題を入れて、海亀が玉子を産みに来る目的のためだけに、白砂青松の海岸を維持すべきだということで海岸事業ができるように法律を変えました。そして、私は当時、農林水産省の政務次官をしていましたので、林野庁も含めて各省庁を全部集めて、この法律を実行するときは、海岸線の白砂青松のための仕事は建設省がするというように作りあげました。そういう面で縄張り争いは出てこないはずですよ。

いずれにしても、これからは流域の上流から河口まで、砂防部が砂防事業として土砂の流出あるいは防止について、責任を持って管理していかなければいけません。つまり、害を与える土砂は止めなければいけないけれども、通常の害を与えない土砂はしっかりと海まで流していくような土砂のコントロールを行う仕事をしていくべきだと思っています。

たとえば、薩摩半島の私の選挙区には長い海岸線がありまして、吹上浜という日本の三大砂丘と言っても過言ではないくらい美しい海岸線があったのですが、今は3メートルか4メートルぐらいの砂浜しかなくなってきています。これは砂防だけのことではありません。海岸の砂を取っていったり、あるいは沈下したりということがありますので総合的な原因によるのでしょうけれど、そういう現象を見るにつけ、「上からの土砂もしっかり供給してやらないといけないな」と、切に思っておりました。

とくに林野庁との関係が問題でして、鹿児島県の吹上浜ですと、100キロメートルぐらいのうちの3分の



2は林野庁が持っています。防潮林がありますが、そういう防潮林のための仕事は、林野庁全体で約20億円しかないにもかかわらず、「うちの縄張りだから」ということで十分な対応ができないまま海岸浸食がどんどん起っている。沖合で何かをしなければいけないのに、沖合ですることもしない。そこで林野庁と話し合いをして海岸線の維持に必要な沖合の工事は建設省がすべて責任を持つということで、トップ同士で署名しました。

皆さん方の仕事の中味も、砂防と海岸と治山ということでいろいろ各省庁の縄張りがありますけれども、できるだけそれを打ち払って、一つの地域について一つの仕事の中でやりたいと思っています。

今度の新しい組織では、砂防部の中に海岸関係の部署も一緒になって仕事をすることになったわけです。せっかく一緒になるわけですから、海岸事業と砂防事業、地すべり、急傾斜を合わせた事業、土砂災害防止法も含めて上手にすすめてもらいたいと望んでいます。

それから、気象庁とも同じ省庁になるわけです。気象庁の情報は、国民が一般的に知るうえでの情報ですが、もう少し専門的な河川情報になってくると、河川局が自分たちで責任を持ってやらなければいけないのではないかと、私は思います。利根川や荒川などの洪水予警報のときは、建設省の中の関東地建が本部になって、気象庁とも一緒に特別の体制を組みます。それは法律で決めてあります。そういうように総合防災の法律事項として、土石流対策などの予警報の仕組を、地すべりも含めてきめ細かにやればと思っています。

もうひとつ皆さん方に土石流のことで申しあげたいことがあります。

昭和50年、青森県の岩木山で22人が亡くなった土石流災害がありました。これは裁判になりました。そのとき、私は建設省の砂防課の専門官をしていて、「なぜ土石流が発生するのか。その予知・予見はどういう現状にあるのか。砂防法の中で土石流対策というのはどういう意味を持っているのか」といったことを証言しました。今読み返してみると、自分でも大変いい証言をしていると思っているのですが、土石流対策事業という仕事は、砂防法の「治水上砂防」ということでは読みづらく直接人命を守るという幅広い治水として対応しています。

私たちは、事業の目的が何かということ、常に原点にしていなければいけない。しかし、それは時代とともに変わってきています。砂防法を作ったときの議論を見ていると、淀川の水源地防砂法のように舟運などを考えた流域の砂防そのものです。このような議論が根本にあるのは当然ですが、時代に合った取り組みが出てこなければならないのです。100年もある法律は立派だけれども、土石流ひとつとっても、いろんな補助率の助成の割合なども含めて、中身が多様化して変わってきています。そういう意味で、法律の改正に取り組むなら取り組む、直轄砂防がもう意味がなくなってきているのであれば、直轄砂防の存在意義を別に見出していく。そういうことをしっかりやっていくことが必要だと思うし、役割が終わったところは、県に引き継いでいく必要がある。

広島や鹿児島などゲリラ的な豪雨で1時間130ミリなんかも平気で降ってしまうわけです。あれだけ降ればおかしなことがどこでも起こるけれど、しかし同じところで起っているわけです。同じところに同じような現象が起こるわけだから、そういうところをもっと本当に解消していくことをしていかなければならないと思っています。

土砂災害防止法——ますます責任重大

去年の6月29、30日に広島で災害がありました。私は農林水産省の政務次官をしていました。当時の関谷建設大臣と一緒にヘリコプターに乗って現地に行って調査をして帰ってきました。総理官邸に7月1日に行きまして、小淵総理と野中官房長官に報告をしたわけです。そのとき、「こういう災害がいつも起っているじゃないか。航空写真で見れば土石流の

通路に家が立っている。これは松下君、君も、砂防部長をしとって、責任があるんじゃないか。行政の間違いも正して、必要な手を打て。必要な法律があれば、それを体系化してまとめろ。林野庁とも相談してやれ。問題が起こったらすぐ取り組むのが小淵内閣だ。」という小淵総理の直接指示がありました。野中官房長官も、「やれ」ということでした。これが、土砂災害防止法の出発です。ただちに建設省を中心に勉強会を始めました。党のほうでも、古屋先生をキャップにして勉強会をしながら、建設省の議論を後押ししました。

これまでも、がけ地の近接の住宅の移転とか、通達で警戒区域とか危険区域を作って、避難もしていました。こういったことはきちんとした法律事項としてまとめて、線引きも行政が責任をもって対応していくようになります。また、地域住民に対しても、その危険性を法律として知らしめ、土地の売買をするときにも、その土地の危険性がその土地を利用する人達にわかるよう示していく、など一歩踏み込んだ法律になったわけです。我々も、こういう形で法律ができるとは夢にも思っていなかったのですが、小淵さんの遺言にもなってきたのです。私は心の中で「小淵法」と呼んでいます。こういう法律ができたということで、砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法と合わせてソフト面をきちっとやることで万全を期すことができるようになります。

そのかわり、この法律ができた以上、責任が非常に重くなってまいります。周知徹底の方法とか、住民へのいろんな広報の仕方を間違えますと、責任を負わなければならないくなります。こここのところは腹をすえて、それぞれの調査をしっかりしていかなければならないのです。

その際、技術的な精度アップをどこまでやるのか。これはシミュレーションをどれだけやっても、災害の規模を想定することはできないし、非常に難しい問題だと思います。

雲仙の時に、今、僕の秘書をしている鈴木氏が砂防・地すべり技術センターにいて、シミュレーション結果を示した図面を持って島原に走ったとき、空港に着いたら火砕流が起こって40何名の方が亡くなったのです。あの時僕は砂防部長をしていたのだけれど、持っていったシミュレーションの絵が被害が起こった範囲のとおりになっていたわけです。そ

ういう技術は、10年前からそれぞれに勉強していたのだから、さらに精度を高めてもらって、一定の余裕を持った形でしてもらいたいと思います。しかし、線引きされたほうにとっては、レッドゾーンなのか、イエローゾーンなのかによって判断や構造の違いが出てくるわけだから、ここはほんとうに地域の人たちの理解をもらってやらなければいけないわけです。

でも、最後は行政の判断と決断だと思います。雲仙の時も、やっぱりここは危ないと言って行政が線引きしたわけです。皆さん方が作ったものの上に立って行政が判断するのです。

法律にして、線引きもきちんとして、レッドゾーンとイエローゾーンで何をするかを決めました。そのうえで大事なことは、きちんと地域に徹底されることと、いざ何か起こった時に、事前にも確かな情報が住民に伝わっていて、避難なら避難、移転なら移転ということができるようにしてあることです。行政指導として徹底しきるといことです。

これまでは、災害が起こると、中央から砂防部長通達、事務次官通達、局長通達といった通達を出していました。しかし、その通達の内容と現場の対応の格差が大きすぎて、なかなか思うように対応できないこともありました。今度は、役所もこの通達を緊急時に合わせて事前に周知徹底させる仕組みをしっかりとっておかないと大変だと思います。砂防の経験者として、そう思っております。

もうひとつ大事なことは、地域のリーダーを育成することです。昭和58年7月に島根県で大きな災害がありました。その時、益田地区にはリーダーがいて、そのリーダーが棒で戸をたたいてみんなを逃がしたんです。その逃げた後に、土石流が出てきて全員救われたというので、建設大臣表彰されました。そういう人を養成していくことは大事です。防災意識を持っている人たちが地域にいて、気象庁の予報とかテレビで見る雨の情報を見て、自分の地域の雨の降り方を見て、「よし危ないから公民館に逃げろ」ということを地域住民に徹底するということが必要だと思うのです。

出水市の土石流のときも21名の方が亡くなったけれども、あのときも区長さんが「危ない。公民館に逃げろ」とみんなに知らせてまわったのです。この人は偉いと思うのですが、知らせてまわったあと公民館に行ったら、自分だけしかいなかったのです。



そして土石流が出てきて人が亡くなったわけです。

こんど郵便局と連携して、危険な地域の見回りも含めて、土砂害危険情報マップをおいてもらうということを、政務次官のときに野田郵政大臣と話をし、やってもらうことにしましたが、そういうことも含めて努力を積み重ねていく必要があります。そういう面で土木事務所などは、まだまだ努力が足りないとおもいます。

国際化の中で地域振興の中軸になる砂防

今年の6月、砂防・地すべり技術センターの企画部に国際課を設置したと聞きました。大変いいことです。皆さんも、英語でもフランス語でもいいですけど、語学の勉強をしてもらいたいと思います。私も上手ではありませんが、東南アジアの人たちの中で議論をしたり、少々の国際会議であれば司会したりするぐらいの英語力は持っております。今日もネパールのマテマ大使がお見えになりましたけれど、通訳なしでやっています。

じつは、今まで総理官邸に行っておりました。私は、日本とネパールとの友好議員連盟の事務局長をしておりまして（会長が橋本龍太郎先生です）、我々が砂防として関わってきたネパールに、総理にぜひ行ってもらいたいという話をしてまいりました。ネパールのマテマ大使とは非常に友好的にお付き合いさせていただいています。大使からの強い要望でしたが、ネパールは砂防の国際的な仕事の舞台になっておりますし、インドネシアとともに皆さんにも馴染みのある場所だと思っています。ぜひ、現職総理に行ってもらい、素晴らしい自然環境保全のための治水砂防技術センターもありますので、そういうものを総理に見てもらいたいと思っています。現職総理でヒマラヤ、ネパールに誰もまだ行ったことがありません。非常に期待しているところです。

それから、私も海外経験があるのですが、日本にならげなく身に付けている技術で大事なものがあります。たとえば、谷の出口の扇状地の処理では、日本の技術は一級品です。我々は、現場を見ていて、谷の出口のところの河床を下げて、水路をまとめてひとつのところの方向にもっていく、そのために谷の出口を押さえてということが自然と頭に入ります。しかし、インドネシアや中南米の国に行っているところを見ると、扇状地の処理で悪戦苦闘し

ておりました。どんどん堤防で重ねていこうとしていますから、ものすごい天井川になってしまって、毎回同じような危険のある災害が起こっているということを繰り返しています。何十年もやってきますと、手のつかないような天井川ができていくわけです。

そういうときに、谷の出口に3基ぐらい土砂止めの仕事をして河床を下げて、水路を一定にして乱流を防ぐということの意味を教えて、それをやらせると魔法使いが来たぐらいの感じになっていくわけです。ですから、「扇状地の処理は、まず最初に出くわすことだから、いろんな技術の初歩を丁寧に教えてくるようにしなさい」と技術協力で海外に行く人たちに、いつも言っています。

それから、中国との協力をどうしていくかということが、これから大きな問題となってきます。「小渕基金」として100億円の基金を積んで、黄河、揚子江も含めた植林をしていく計画を始めました。この場合、中国にお金を渡すのではなくて、どこで何をするかというのを決めたなら、そこに日本が行って協力する。日本がお金を持って行って、必要なものをそこで調達してやっていく、中国もそこに参加するという方式にしたいと思っています。

中国への技術協力も経済協力も、これから非常に問題になってきます。中国は日本に揚子江の水源地の植林とか、黄河の黄土高原の浸食問題について「頼む」とくるのですが、中国自体が台湾海峡にもものすごい防衛力を増強しています。この10年間ぐらいで4倍ぐらいの経費になっています。「そういうことに国の予算を使いながら、お金が足りないというのはどういうことか」ということで、自民党の中でも相当な議論をしています。私もこの議論の先頭に立ってやっています。そういうお金の使い方の問題もあり、国家間の経済協力の在り方の議論はありますが、それはそれとして、いろんな経済協力・技術協力の中で砂防技術の問題がけっこう出てくると思います。

私が建設省にいるとき、中国と毎年交流しながら勉強会をしていました。一度、常願寺川の砂防を私が説明する機会があって、砂防の説明をしたのです。利根川の計画も説明しました。そうしたら、中国の代表の人が「松下さん、たいへんいいお話をありがとうございました。利根川の計画も、常願寺川の計画も中国にとって有益であります。自分の家の裏山

の小さな河川の治水砂防計画に役に立つと思います」と言ったのです。利根川といえども、常願寺川といえども、黄河とか揚子江という大河をかかえている中国には、ちっぽけな氐のような河川です。地図を見て広げてわかりますけれど、利根川は僕の持っていた地図では2ミリぐらいしかないわけです。やはり中国との経済協力をやるときは、スケールの大きさと勉強はしっかりしていかなければいけないと思っています。

ネパールとかインドネシア、あるいは中南米の国々に対する技術協力をする場合、日本では砂防法による砂防しかできていないということを念頭においておいてほしいのです。日本で考えるような砂防ではなくて、最後は環境保全のために役立っていくようにしてほしいのです。たとえば1億円のお金を使って、浸食防止もするし、地域おこしの仕事にもなるし、小水力発電もするし、植林もして、合わせて地域が自活していくための事業にしていってほしいのです。ネパールにも行ってまいりましたが、水田などの工事を一緒に合わせてやっていながら、そこで生産して食べていける手段を作る。ニワトリとかアヒルとかを飼って玉子を産ませて、それを売って生活の糧にしていくということが、総合的な地域の防災を中心にして、植林とか、環境とか、生活振興のところまでいくような技術協力をしていますし、そういう役に立っていくようなやり方を、ぜひしてもらいたい。

それから、海外へ出ていくチャンスも増やしてほしいのです。毎年オリンピックの年にインターイベントがありますが、あれは私が砂防課長のときに、官房のほうと大喧嘩をして、砂防の人たちがはじめて建設省の金で国際会議に行けるようになったのです。ですから、そういうことも含めて海外に出ていくチャンスをとらえてやってもらいたいし、僕の後援会でもいつもインドネシアやネパールにツアーを作っています。この11月もネパールに行きます。実際に現場を経験する場面を、建設省と相談したり、自分たちのプロジェクトも作ったりして行ってほしいです。

もうひとつは、せっかくここで砂防・地すべり技術センターに国際課ができたのですから、これまでの技術協力のデータを全部ファイリングして検索できるようにしてもらいたいのです。国別に、やった



中身、どういう協力をしてどういう成果を得たのか、どういう人たちが派遣され何をしてきたのかということを中心に整理しておいてもらいたいと思います。これがなかなかできません。20世紀の間にいろいろ仕事をしてきましたけれど、そういうものをきちんと整理してもらいたいと思っています。

そういう意味で私は『21世紀へのメッセージ』という本を、皆さん方の力をいただいて英文と日本語で作りましたけれど、ああいう形のものを国際的なものとしても協力の中できちんと整理してもらいたいと思っています。皆さん方でも国別の専門家を作って、どういうふうに協力をしていくかという頭脳集団をぜひここでやってもらいたいと思っています。

期待される砂防・地すべり技術センターの役割

公益法人の見直しの議論は、すでに始まっています。技術を踏襲し、さらに向上させていくのは大事なことです。官公庁関係の技術者がしっかりしていないと、全体も沈んでいきます。

たとえば、河川砂防技術基準です。私は、なぜもっと時代にあったように作り変えていかないのかと不思議に思っています。下流のほうの海岸まで土砂の責任を持つとなったとき、どういう砂防計画を流域として作っていけばいいのか、河川砂防技術基準に書いてあるように前法2分で、そして構造的にも不経済な断面の砂防堰堤を永遠に作り続けていかなければならないのか。土石流対策として危険なところは、徹底的に止めるけれども、将来、大西山のような大崩壊があって、そしてそこで集落がひとつ埋まってしまうというような、そういう大きな崩壊が予想されるのであれば、そのための予防は徹底的に



しておかなければいけない。しかし、普段の土砂は思いっきり流して、河道の維持や砂浜の維持に役立つように工法も変えていくべきです。

また、大きな多目的ダムがありますと、その上流と下流では、工法を徹底的に変えなければいけません。流砂系の流れが貯水池で切れてしまうというのは、まぎれもないことです。黒部でやったけれども、ダムの土砂を流したことがありました。どこかの大学の教授は「うまくいった」と言っているわけです。うまくいったところでなくて、川に住んでいる魚にしてみれば、突然濁った泥が出てきてびっくりしたと思う。そういう無神経な感覚でいるから、ダムに対する理解が得られないわけです。この自然体系の中で、川というのは育てていかなければいけないのは明らかなので、そういうヘドロまで流して、「安くいった」「うまくいった」と万歳するような河川局ではいかんと思う。当然、ダムの貯水池の前に入るところに、砂防堰堤を作って、そこで排砂するか、山に植生をしていくことが大事だと思う。そういうところまでは砂防の責任としてあるだろう。

また、鹿児島のシラス地帯の防災工事などかを見ていると、前法2分でやるという不経済断面は必要なのではないかという気がしています。そういう意味も含めて川の表情がある砂防を、流砂管理をしていくことでいろいろやっていくことができると思っています。砂防技術研究所の中で、その仕組みをぜひ作り上げていただきたいと思っているわけです。

また、実際にやっている河川の工事なり、道路の工事なり、砂防の工事なんかもそうだけれど、ほんとうに技術者の目できちんと見届けて、地域の人たちに喜ばれるようになっていくのか、自然環境に馴染めるものになっているのかということも、もっと技術者がしっかりみななければいけないと思います。

7年前に僕が初当選した時に、8.6災害と言って鹿児島県の甲突川で大災害が起きました。その上流のほうの郡山町という水源あたりに、災害対策をやっているのだけれど、延々としたコンクリートのブロックがあったり、コンクリートのべた打ちがあったりしているわけです。ですから、下流のほうに住んでいる人がやって来て、「タケノコ採りに行こうと思ったら、むこう側に渡れなくなってしまっている」と、ものすごい抗議があったのです。川に降りてい

く道も作らなければ、自然に馴染むようにもしていない。型にはまったようなのを作って、川が死んでしまっただろうもない。技術者として、自然環境や生態系とが馴染むようなものを作っていくような努力が欠けている。ここを、ぜひ防災の部門において努力してもらいたいと思うのです。

私は、前の島原市長の鐘ヶ江さんと、深い交流をしていますが、雲仙普賢岳のときに砂防・地すべり技術センターで作ったデータをもとにして避難地域を指定してきたし、砂防に対する技術の信頼は、地域も含めて揺るぎのないものがあります。私は、そういうことは大事にして、これからもやっていくべきだと思っているし、そういった研鑽を積む仕事はどこまでもしてもらいたい。

災害が起った時の対応の仕方は、その場面でやるべきだし、砂防・地すべり技術センターは砂防・地すべり技術センターで新聞記者を呼んで記者会見を開いて、「こういうシミュレーションをしています」という広報も君たちでやっていいと思う。そういうPRも含めて、やっていいと思う。

私は、流域全体が大きく変貌するのは、火山活動と地震などによる大規模崩壊だと思う。大雨による浸食で山が崩れて川に入っていくことは、流域の態様を大きく変えるものにならないと思う。だから、直轄の砂防事業をやってきた多くは、地震や火山活動による大規模な山体の崩壊や火砕流です。我々は、そういうものに対応する危機管理的な砂防をしていくことになると思います。

それから、ここには砂防技術研究所があります。そこにしてもらいたいことは、流域の土砂管理の体系化です。これを、水源山地のてっぺんから海まで、それぞれの日本の川の流域ごとに、土砂がどのような状況にあるのか、山腹、それから崩壊地、河道、中下流部のほうの河川工事をやっている地域での河川の浸食状況、そして河口部における海岸の浸食あるいは河口閉塞がどうなっているのかということもきちっと整理してもらいたい、と思っているんです。ずっと言い続けているのですが、なかなか進んでいないのです。その上で、砂防として対応する土砂、それから流していくべき土砂、そういうものをきちっと整理して砂防工法に生かしてもらいたいと思っているのであります。

しっかり勉強、学問して下さい。これで終わります。